

地域生活支援事業等による地域づくり と連携した支援等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

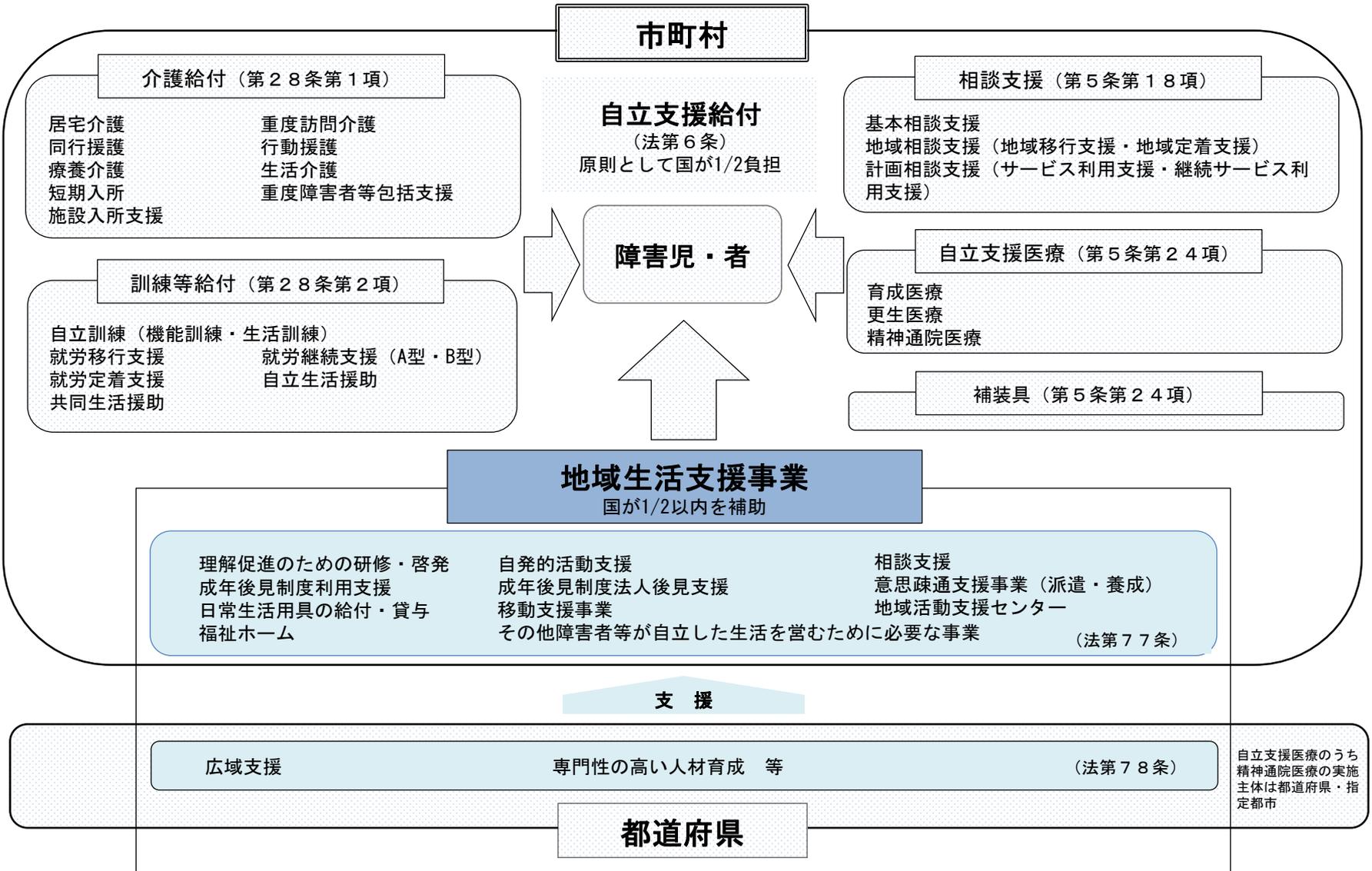
現状・課題

- 地域共生社会の実現に向けた取組が進められる中で、障害福祉分野においては、就労系福祉サービス等の中で社会参加支援が、居宅介護等の訪問系サービス、短期入所等の日中活動系サービスにより日常生活上の支援が行われている。
- 障害者の地域生活を支えていくためには、このような個別給付による支援だけでなく、地域共生社会の実現に向けた各種取組も踏まえ、地域づくりと連携した支援を通じた、居場所づくりや社会参加支援など、地域との関係性の中での支援が必要になっているのではないか。
- 一方、現在、障害福祉分野において地域づくり等の役割を果たしている地域生活支援事業については、任意事業において各種メニュー等の追加を行うとともに、平成29年度より国が促進すべき事業として「地域生活支援促進事業」を創設するなど、障害者の地域生活を支援するための各種措置を講じてきているところであるが、上記のような地域づくりと一体となった支援の必要性も含め、地域生活支援事業がどのような役割を果たせるかといった観点等も踏まえ、地域生活支援事業の実態も把握しつつ、地域生活支援事業の効果的・効率的な推進方策について検討する必要があるのではないか。
- なお、地域共生社会の実現に向けては、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法等の一部改正法により、本年4月から重層的支援体制整備事業が創設された。これは、①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、②参加支援（つながりや参加の支援）、③地域づくりに向けた支援から構成されている。

検討事項（論点）

- 地域共生社会の実現に向けた参加支援や地域づくりといった観点も踏まえ、地域生活に必要な暮らしの支援（地域生活支援事業等の在り方）について、どう考えるか。
〈論点〉
 - ・ 地域生活支援事業等による地域づくりと連携した参加支援・生きがいくくり等の推進
- 上記論点と併せて、地域生活支援事業の効果的・効率的な推進方策について、どう考えるか。

障害者総合支援法に基づく給付・事業



地域生活支援事業等について

令和2年度予算額
505億円



令和3年度予算額
513億円

概要

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施。**

事業内容

○ 地域生活支援事業（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）

(1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

[地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況

[柔軟な形態] ① 委託契約・広域連合等の活用 ② 突発的なニーズに臨機応変に対応可能

③ 個別給付では対応できない複数の利用者に対応可能

(2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）

(3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも可能。

・ 補助率 ※**統合補助金**

市町村事業：国 1 / 2 以内・都道府県 1 / 4 以内で補助、都道府県事業：国 1 / 2 以内で補助

○ 地域生活支援促進事業（平成29年度に創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業について、特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。

・ 補助率 国 1 / 2 又は定額（10 / 10相当）

(参考) 地域生活支援事業費等補助金予算額の推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額	445億円	450億円	460億円	462億円	464億円	464億円	488億円	493億円	495億円	505億円	513億円

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立、同6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

障害者に対する支援（地域生活支援事業の追加）

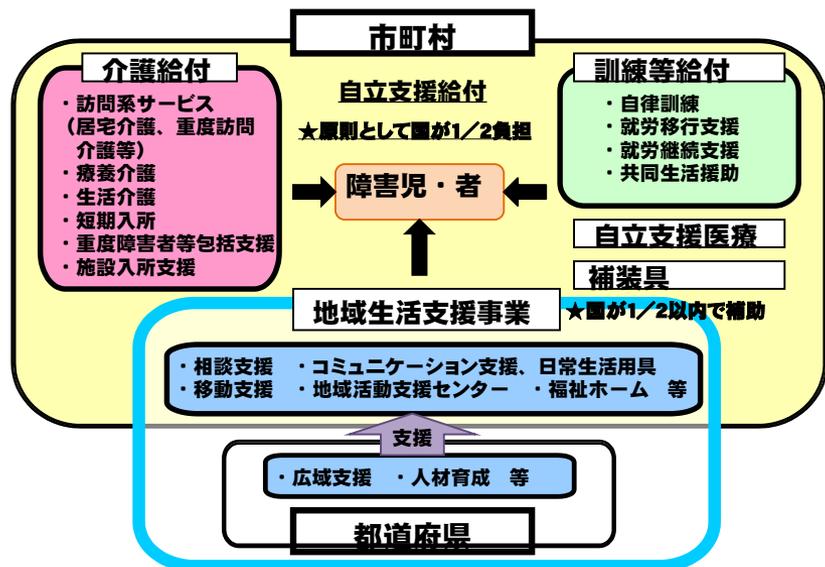
市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。

- ① 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
- ② 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ③ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- ④ 手話通訳者等の養成

また、④の事業については、広域的な対応が必要な事業については、都道府県が実施する地域生活支援事業の必須事業に追加。
【平成25年4月1日施行】

➔ 地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及びコミュニケーション支援の強化

新法に基づく給付・事業



《地域生活支援事業の概要》

- ・事業の目的
障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施。
- ・財源
補助金（一部交付税措置あり）※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助
【都道府県事業】 国 1 / 2 以内で補助
【市町村事業】 国 1 / 2 以内、都道府県 1 / 4 以内で補助
- ・予算額

22年度	23年度	24年度(案)
440億円	⇒ 445億円	⇒ 450億円

地域生活支援事業費等補助金の主な見直し内容(令和3年度予算)

令和3年度予算額

地域生活支援事業費等補助金	513億円	(令和2年度予算額 505億円)	
(うち地域生活支援事業)	451億円	(令和2年度予算額 451億円)	補助率：50/100以内
(うち地域生活支援促進事業)	62億円	(令和2年度予算額 55億円)	補助率：1/2又は定額

- ※ 令和3年度予算額については、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業(障害分)の対応分を含む。
- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業等分 (基本事業の交付税措置分を除く)
 - ・ 地域活動支援センター機能強化事業分 (" ")

主な見直し内容

1. 地域生活支援事業から地域生活支援促進事業へ移行した事業

- 「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」 (市町村事業、補助率：1/2)

2. 地域生活支援促進事業の拡充

- (1) 「医療的ケア児等総合支援事業」【一部新規】 (都道府県・市町村事業、補助率：1/2)
医療的ケア児等コーディネーターの配置を拡充し、医療的ケア児等の相談支援体制の整備等を図る。
- (2) 「発達障害者支援体制整備事業」【一部新規】 (都道府県・指定都市事業、補助率：1/2)
市町村や事業所等が抱える困難事例への対応促進等を図るため、発達障害者支援センター等に配置する発達障害者地域支援マネージャーの体制強化を実施。

3. 地域生活支援促進事業から地域生活支援事業へ移行した事業

- 「就労移行等連携調整事業」 (都道府県事業、任意事業)

(執行に関する留意事項)

新しい生活様式等を踏まえた、本事業における新型コロナウイルス感染防止対策に必要な経費については、令和3年度以降、本事業の対象経費として計上して差し支えないので、交付申請等に際してご留意いただきたい。

(令和3年度予算)地域生活支援事業(市町村事業)

必須事業	
1	理解促進研修・啓発事業
2	自発的活動支援事業
3	相談支援事業 (1) 基幹相談支援センター等機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
4	成年後見制度利用支援事業
5	成年後見制度法人後見支援事業
6	意思疎通支援事業
7	日常生活用具給付等事業
8	手話奉仕員養成研修事業
9	移動支援事業
10	地域活動支援センター機能強化事業

任意事業	
1	日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) 訪問入浴サービス (3) 生活訓練等 (4) 日中一時支援 (5) 地域移行のための安心生活支援 (6) 巡回支援専門員整備 (7) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制整備 (8) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援 (9) 児童発達支援センターの機能強化
2	社会参加支援 (1) レクリエーション活動支援 (2) 芸術文化活動振興 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 奉仕員養成研修 (5) 複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進 (6) 家庭・教育・福祉連携推進事業
3	就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 知的障害者職親委託

(参考) 交付税を財源として実施する事業

- ・ 相談支援事業のうち障害者相談支援事業 ・ 地域活動支援センター基礎的事業
- ・ 障害支援区分認定等事務 ・ 自動車運転免許取得・改造助成 ・ 更生訓練費給付

(令和3年度予算)地域生活支援事業(都道府県事業)

(参考) 交付税を財源として実施する事業
・ 障害児等療育支援事業

必須事業	
1	専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
2	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業
3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
4	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
5	広域的な支援事業 (1) 都道府県相談支援体制整備事業 (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

任意事業	
1	サービス・相談支援者、指導者育成事業 (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業 (2) 相談支援従事者等研修事業 (3) サービス管理責任者研修事業 (4) 居宅介護従業者等養成研修事業 (5) 障害者ピアサポート研修事業 (6) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (8) 精神障害関係従事者養成研修事業 (9) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業 (10) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業

任意事業	
2	日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練 (3) 音声機能障害者発声訓練 (4) 児童発達支援センターの機能強化 (5) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進 (6) 医療型短期入所事業所開設支援 (7) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業
3	社会参加支援 (1) 手話通訳者の設置 (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 点字による即時情報ネットワーク (5) 都道府県障害者社会参加推進センター運営 (6) 奉仕員養成研修 (7) レクリエーション活動等支援 (8) 芸術文化活動振興 (9) サービス提供者情報提供等 (10) 障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業 (11) 企業CSR連携促進
4	就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援) (3) 一般就労移行等促進 (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等 (5) 就労移行等連携調整事業【促進から移行】
5	重度障害者に係る市町村特別支援
6	障害福祉のしごと魅力発信事業

(令和3年度予算)地域生活支援促進事業

都道府県事業

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業 | 14 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 |
| 2 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 | 15 ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 |
| 3 発達障害者支援体制整備事業【一部新規】 | 16 「心のバリアフリー」推進事業 |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業 | 17 身体障害者補助犬育成促進事業 |
| 5 障害者就業・生活支援センター事業 | 18 発達障害児者及び家族等支援事業 |
| 6 工賃向上計画支援等事業(※)【一部新規】 | 19 発達障害診断待機解消事業 |
| 7 障害者芸術・文化祭開催事業(※) | 20 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 |
| 8 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 | 21 障害者ICTサポート総合推進事業 |
| 9 医療的ケア児等総合支援事業【一部新規】 | 22 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業 |
| 10 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修) | 24 聴覚障害児支援中核機能モデル事業(※)【一部新規】 |
| 11 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 | 25 地域における読書バリアフリー体制強化事業 |
| 12 成年後見制度普及啓発事業 | 26 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業(※) |
| 13 アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 | |

市町村事業

- | | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業 | 18 発達障害児者及び家族等支援事業 |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業 | 23 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 |
| 9 医療的ケア児等総合支援事業【一部新規】 | 26 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業(※) |
| 12 成年後見制度普及啓発事業 | 新 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業【本体から移行】 |

(注) (※)の事業は定額(10/10相当)補助を含む。

市町村事業の実施状況(令和元年度実績)

①必須事業

n=1, 741

事業名	実施状況 (%)
1 理解促進研修・啓発事業	38.7
2 自発的活動支援事業	27.9
3 相談支援事業	
(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業	60.6
(2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	5.2
4 成年後見制度利用支援事業	43.7
5 成年後見制度法人後見支援事業	10.5
6 意思疎通支援事業	78.4
7 日常生活用具給付等事業	99.0
8 手話奉仕員養成研修事業	58.6
9 移動支援事業	90.7
10 地域活動支援センター機能強化事業	59.2

②任意事業(主なもの)

n=1, 741

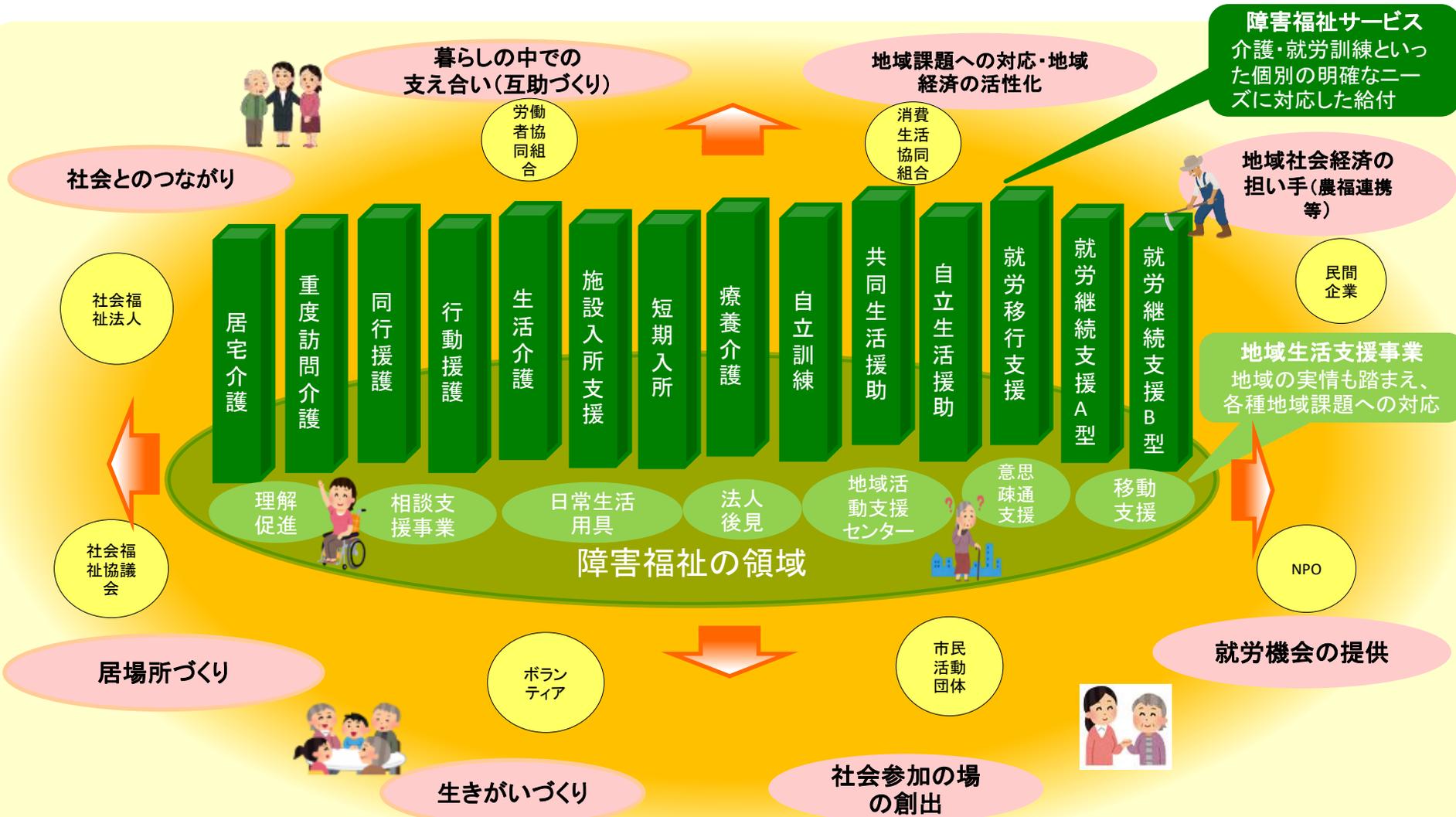
事業名	実施状況 (%)
1 日常生活支援	
(1) 福祉ホームの運営	15.0
(2) 訪問入浴サービス	54.6
(3) 生活訓練等	20.2
(4) 日中一時支援	87.1
(5) 巡回支援専門員整備	21.8
2 社会参加支援	
(1) レクリエーション活動等支援	31.1
(2) 点字・声の広報等発行	31.1
(3) 奉仕員養成研修	15.6

(※)全市町村のうち、15.0%以上の市町村が実施している事業を記載

出典：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において、令和元年度地域生活支援事業費等補助金実績報告より集計

地域づくりと連携した障害者に対する社会参加支援や生きがいづくり等の推進に当たってのイメージ

○ 地域づくりと連携した障害者に対する社会参加支援や生きがいづくり等について、地域の様々な主体による支援を推進していくなどの方策により、これまでの障害福祉の領域を拡げていくことで対応することが考えられないか。



地域の実践例：「地域完結型まちづくり」（滋賀県東近江市）

市の概要

人口：115,252人
 高齢化率：24.7%
 保護率：6.5%
 産業構造：
 1次産業4.4%、
 2次産業39.3%、
 3次産業51.0%



- 平成26年の「協働のまちづくり条例」施行を契機に、ヒト・モノ・カネが地域で回る仕組みをつくり、食・エネルギー・ケアの自給圏を創造する「地域資源を生かした地域完結型のまちづくり」が本格化。
 - 「どのような地域にしたいか」を考えながら地域の姿を創造していく中で、地域経済が循環する仕組みを構築し、いくつものプロジェクトが誕生。
- その一つとして、里山整備を起点に障害者・生活困窮者の就労の場の創出と、薪生産・関連製造業が生まれた。

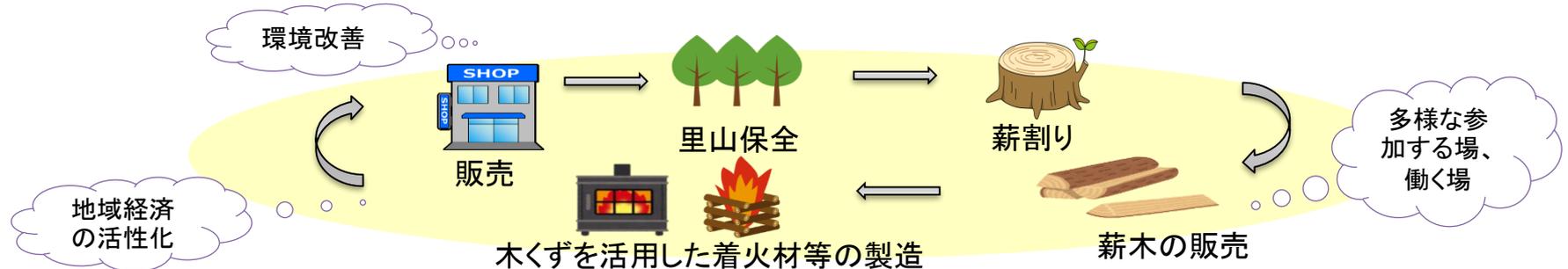
【地域課題】

- 里山の木を切り出し薪にする人手不足により、枯れた木々が放置されるようになった。
- この結果、獣害被害が深刻化。

【取組内容】

- 障害者・生活困窮者が薪割りの活動に参加。
- この活動がきっかけとなり、薪ストーブの開発や薪木の販売事業、木くずを使った着火剤の製造へと活動が発展し、生活困窮者も参加。

○ 地域資源を生かして地域課題の解決を目指す取組の中で、**里山保全・生活困窮者の就労の場の確保、地域経済の活性化をセットで実現。**



地域の実践例：「属性に関わらない就労ニーズに対応」（三重県伊賀市）

三重県伊賀市

市の概要

人口：92,179人
 高齢化率：32.1%
 保護率：8.2%
 産業構造：
 1次産業 5.9%
 2次産業 38.6%
 3次産業 53.8%

平成31年4月1日現在



地図データ：Google

- 栗産業は輸入品に押され、農家の高齢化や人手不足による耕作放棄地の増加等の課題を抱えている。
 - 地元の「いがぐり」をブランド化できないかとの和菓子製造企業からの発案をきっかけに、伊賀市社会福祉協議会が栗の栽培から加工、菓子製造販売の課程に関わる「いがぐりプロジェクト」を構想。
- 市社協が把握している生活困窮者、若年無業者、障害者、高齢者など様々な人に共通の「中間的就労ニーズ」への対応を目指す。

それぞれが抱える地域課題の解決に向けた取組が連動し始める

農家
 高齢化、収益が少ない、人手不足、外国産品の輸入
 →生産量の伸び悩み

改良センター、JAの栽培技術提供、生産農家の開拓

環境団体NPOが里山整備後に栗の木を植栽

福祉
 困窮者、若年無業者、障害者、高齢者の中間的就労先等の確保

プロジェクトに先行し、企業の製造ノウハウの提供・販売の協力を得て、中間的就労の場を開設

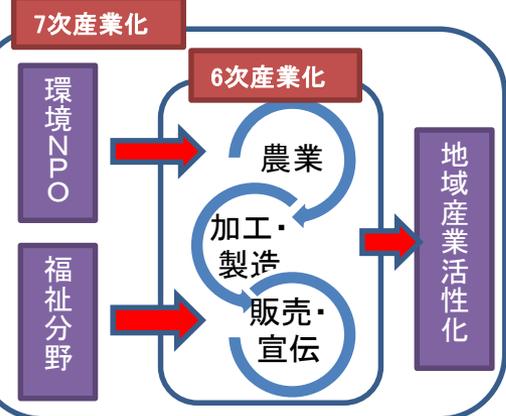
企業(和菓子企業)
 栗のブランド化を発案

先進地での栽培・加工技術の取得、栗の買い取り約束

市社協がコーディネート

これまではそれぞれが各種の補助・助成金を活用してきたが、「赤い羽根福祉基金」の助成決定により苗木・選果機の購入などの事業化が可能となった

「いがぐりプロジェクト」へ



福祉分野の中間的就労ニーズへの対応 ⇒ 7次産業化への付加価値

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

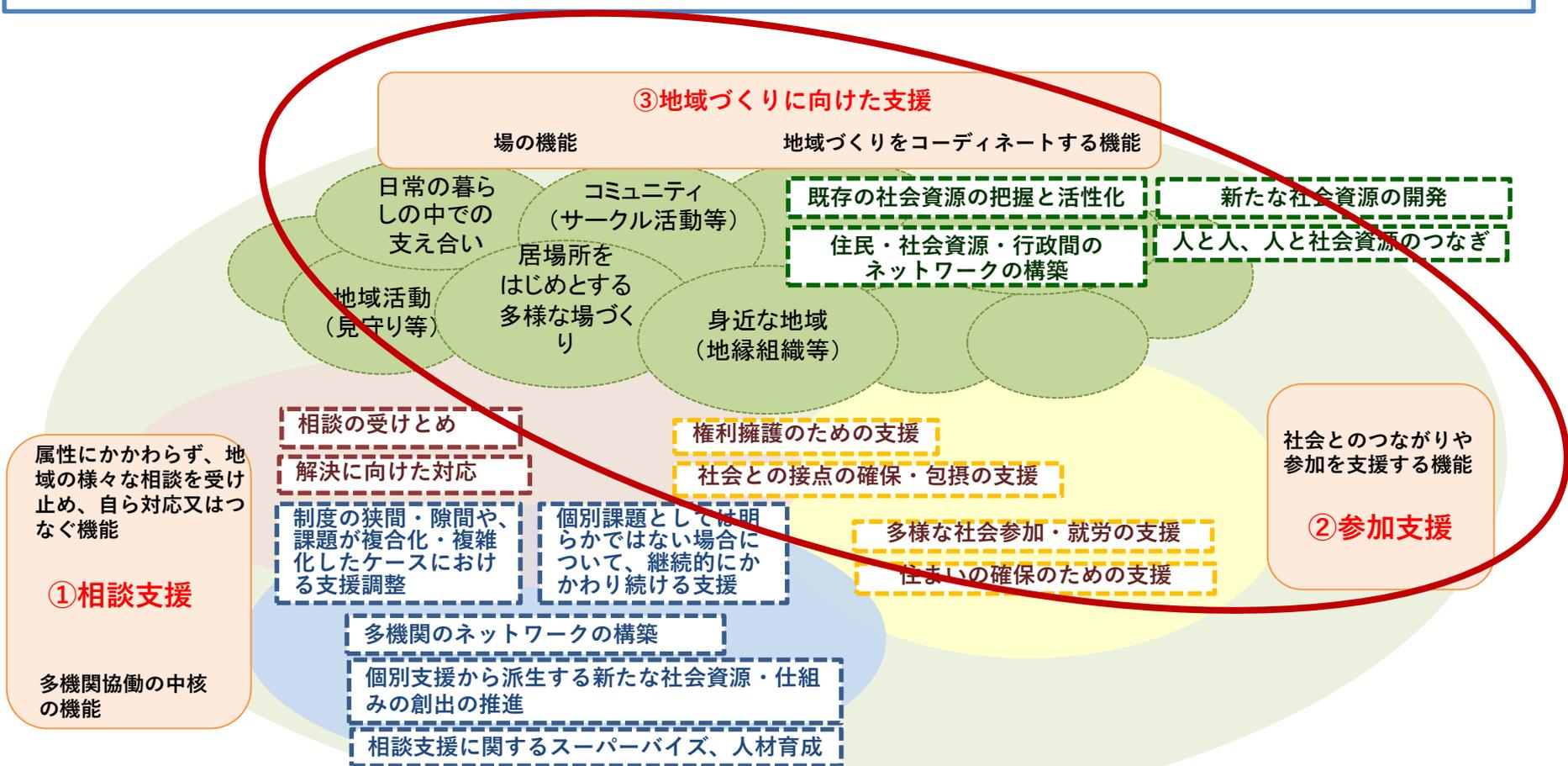


複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業(重層的支援体制整備事業)を創設

- ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
- ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
- ③地域づくりに向けた支援

◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



(参考) 重層的支援体制整備事業について

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151
R元年度:208 R2年度:279

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

I～IIIを通じ、
・継続的な伴走支援

・多機関協働による
支援を実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの対応の具体例)

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づくり
の実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	
第6号	支援プランの作成（※）	新	

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。